

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

No. 13

所管課かい名 スポーツ振興課

許 認 可 等 の 内 容	由比川河川敷スポーツ広場の使用料の減額又は免除	
根拠法令等及び条項	静岡市スポーツ広場条例第9条	
行政庁	静岡市長	
法 令 の 定 め	静岡市スポーツ広場条例（平成15年静岡市条例第129号） （使用料の減額又は免除） 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 （1）国又は地方公共団体が公用のために利用するとき。 （2）前号に掲げる場合のほか、市長が適当と認めるとき。	
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合は その理由）	別紙のとおり
	設 定 年 月 日	平成15年4月1日設定（平成28年4月1日最終設定）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 （未設定の場合は その理由）	総日数10日（休日を含む。）
	設 定 年 月 日	平成15年4月1日設定（ 年 月 日最終設定）

(別紙)

使用料を減額又は免除する場合を例示すると次のとおり。

1 専用利用

(1) 全額免除する場合

- ①国、県、静岡市等が利用する場合。(主催又は共催に限る。)
- ②静岡市スポーツ協会又は加盟の団体が行う年1回の市民大会。(市民大会と銘打つ年齢別、男女別、中学校、高等学校別等それぞれの大会を含む。)
- ③静岡市中学校体育連盟が主催して行う事業。
- ④盲・ろう・養護学級及び特殊学級が教育活動又はこれに類する目的のため利用する場合。
- ⑤社会福祉団体・施設等が障害克服訓練・指導又はこれに類する目的のために使用する場で、福祉事務所(課)経由で申請された場合。
- ⑥地元自治会、町内会(以下、自治会という。)が自治会の事業として利用する場合。ただし、附帯設備使用料は除く。

2 個人利用

(1) 5割を減額する場合

- ①障害者(身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、児童福祉法に規定する児童相談所又は知的障害者法に規定する知的障害者更生相談所において発行する療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の各手帳の交付を受けた者)が利用する場合。(指導者及び付添者も減免の対象とし、1人につき指導者及び付添者のどちらか1人とする。)ただし、附帯設備使用料及び夜間照明施設使用料は除く。

(2) 注意

- ①使用料の計算の過程において10円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。